

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第 32 号）

- 1 地方税法第 15 条第 1 項の規定により徴収の猶予をする徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合の方法等について定めることとした。（第 14 条～第 20 条関係）
- 2 法人事業税の所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げることとした。（第 49 条関係）
- 3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減（軽課）し、新規新車登録から一定年数経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する特例措置について、軽課の対象の見直しを行い、軽課及び重課の特例措置の適用期限を 1 年延長することとした。（附則第 19 条関係）
- 4 法人県民税の法人税割の一部が交付税原資化されることに伴い、法人県民税の税率を引き下げることとした。（第 40 条関係）
- 5 地方法人特別税等の廃止に伴い、法人事業税の法人税割を引下げる特例を廃止し、法人事業税額の一部を市町に交付する法人事業税交付金を創設することとした。（第 56 条及び附則第 14 条の 3 関係）
- 6 自動車取得税を廃止し、自動車税の環境性能割を創設することとした。（第 2 章第 8 節関係）
- 7 その他所要の改正を行うこととした。
- 8 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。